

毎週火・金曜日発行



秋田県公報

目 次	ページ
告示	1
公告	1
告示	3

- 告示**
- ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管等の公表(三八〇・環境整備課)……………1
 - 自動車専用道路の指定(三八一・道路課)……………1
 - 道路区域の変更(三八二・道路課)……………1

一 道路の種類、路線名及び指定する道路の部分

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
県 道	秋田北野田線	秋田市旭北茶町三四番八地先から手形字中谷地三二五番一地先まで	七・〇七〇〜六・一〇〇	二・三五三

- 二 指定する期日 平成十九年七月二十七日
- 三 指定する道路の部分を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年七月二十七日から同年八月九日まで

秋田県告示第三百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年七月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 道路の区域

道路の種類	旧新別		路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	新	旧				
一般国道			三百四十一号	鹿角市八幡平字赤平一二番一から字蛇沢七三番九七七まで	一六・〇〇〇〜四五・〇〇〇	〇・二六二
			三百四十一号	〃	一六・〇〇〇〜二七・八〇〇	〇・二六二

- 二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 建設交通部道路課
- (二) 期間 平成十九年七月二十七日から同年八月九日まで

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六

項の規定により、小坂町土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成十九年七月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

「次のとおり」は省略し、関係書類を縦覧に供する。

- 一 縦覧に供する書類の名称 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の副本及び添付書類
- 二 縦覧期間 平成十九年七月二十七日から平成二十年一月三十一日まで
- 三 縦覧場所 生活環境文化部環境整備課

秋田県告示第三百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八条の二第二項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成十九年七月二十七日

秋田県知事 寺 田 典 城

平成十九年七月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 退任理事の住所及び氏名

- 鹿角市花輪字田田十二番地
- 堰向八十三番地
- 狐平五十四番地
- 高市一〇七番地二
- 高市向三十四番地一
- 鹿角市十和田末広字八幡平三十二番地四
- 末広字八幡平八十九番地
- 錦木字五軒屋七十二番地
- 錦木字浜田二十六番地
- 錦木字室田十九番地二
- 横手一番地二
- 小豆沢八十番地
- 長内古館一番地一
- 長牛八十八番地
- 下田表二十四番地
- 堂の前十七番地
- 八幡館三番地二
- 小豆沢二十二番地九
- 高市八十番地一

- 木村日出男
- 高橋 耕資
- 石井万寿男
- 小館 登
- 米田 新一
- 村木与一郎
- 安保 恒哉
- 高瀬 克康
- 田口 信一
- 佐藤 勇悦
- 阿部 秀雄
- 高田 正義
- 齋藤 長助
- 根本 良己
- 佐々木松男
- 齋藤 良三
- 阿部 正明
- 安保 富雄
- 木村 富雄
- 小館 司
- 木村日出男
- 村木 孝行
- 花ノ木一好
- 小館 昇
- 安保 富雄
- 佐藤 忠碩
- 田口 裕
- 米田 新一
- 吉田 修
- 成田 尚平
- 田口 信一
- 高瀬 克康
- 佐藤 勇悦
- 根本 良己
- 阿部 秀雄
- 齋藤 良三
- 齋藤 長助

- 鹿角市八幡平字長牛八十八番地
- 堂の前十七番地
- 横手一番地二
- 退任監事の住所及び氏名
- 鹿角市八幡平字谷内百三十七番地
- 十和田大湯字前川原二十九番地二
- 花輪字沢小路三十番地
- 就任監事の住所及び氏名
- 鹿角市花輪字沢小路三十番地
- 十和田末広字沖ノ平四番地
- 八幡平字中川五番地一
- 泉澤 和豊
- 松宮 恒
- 阿部 洋右
- 高田 正義
- 佐々木松男
- 阿部 正明

県有財産の売却について次のとおり一般競争入札を行うので、
 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の
 六第一項の規定に基づき、公告する。
 平成十九年七月二十七日

秋田県知事 寺田典城

一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円)
一	札幌市中央 区北七条西 十二丁目十 三番二	宅地	二,三五八・ 三八	三七一,〇〇〇、 〇〇〇
二	北秋田市大 町一〇三番	宅地	九八七・九二	六,三九〇、〇 〇〇
三	北秋田市大 町一〇三番	建物	五七一・一六	〇
四	湯上市天王 字長沼一 一番七	宅地	一,〇〇九・ 七三	一〇,九〇〇、 〇〇〇
五	湯上市天王 字長沼一 一番七の 一、二、三、	建物	二二六・三四	〇

番号	場所	期間
四	秋田市仁井 田緑町二九 七番一二二 七番地一 の六、七、 八	平成十九年七月二十七日 (金)から平成十九年八 月二十三日(木)まで (土曜日及び日曜日を除 く。)の午前九時から午 後五時まで

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び
 期間

番号	場所	期間
一	秋田県北海道事務所 (電話〇一一二四一 一一三三二)	平成十九年七月二十七日 (金)から平成十九年八 月九日(木)まで(土曜 日及び日曜日を除く。) の午前九時から午後五 時まで
二	秋田県北秋田地域振興 局総務経理課 (電話〇一八六一六二 一一二五二)	平成十九年七月二十七日 (金)から平成十九年八 月九日(木)まで(土曜 日及び日曜日を除く。) の午前九時から午後五 時まで
三	秋田県出納局会計管財 課 (電話〇一八八六〇 一二七三六)	平成十九年七月二十七日 (金)から平成十九年八 月八日(水)まで(土曜 日及び日曜日を除く。) の午前九時から午後五 時まで
四	秋田県出納局会計管財 課	平成十九年七月二十七日 (金)から平成十九年八 月八日(水)まで(土曜 日及び日曜日を除く。) の午前九時から午後五 時まで

四	(電話〇一八一八六〇 一二七三六)	日及び日曜日を除く。 の午前九時から午後五時 まで
---	----------------------	---------------------------------

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
一	北海道経済センター第 四会議室	平成十九年八月二十四日 (金) 午前十時
二	秋田県北秋田地域振興 局第二会議室	平成十九年八月十日(金) 午前十一時
三	秋田県出納局会計管財 課入札室	平成十九年八月九日(木) 午前十時
四	秋田県出納局会計管財 課入札室	平成十九年八月九日(木) 午前十時

四 現場説明を行う物件及び日時、場所

番号	場 所	日 時
一	北海道経済センター第 二会議室	平成十九年八月三日(金) 午前十時

五 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当する者を除く。)

六 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合
 - 印鑑 住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)
 - (二) 法人の場合
 - 印鑑及び登記事項証明書

七 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行

の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

八 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第百六十六条に規定するところによる。

九 その他

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八一八六〇一二七三六)に照会すること。

公安委員会規則

秋田県公安委員会規則第9号

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年7月27日

秋田県公安委員会委員長 大 瀧 宏 道

秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

秋田県道路交通法施行細則(昭和39年秋田県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号ア中「緊急自動車」を「緊急用務に使用中の緊急自動車」に、「警護列自動車及び消防用車両」を「及び警護列自動車」に改め、同条第2号中「通行禁止、駐車禁止、

停車禁止、駐停車禁止路側帯及び時間制限駐車区間」を「通行禁止(一方通行を除く。)&及び駐車禁止」に改め、同号ア中「急病人の搬送、治療等の救急用務その他人命救助」を「災害救助、人命救助、水防活動又は消防活動」に改め、同号イ中「選挙運動又は政治活動のため使用中の車両」を「選挙運動用自動車及び政治活動用自動車」に改め、同号ウ中「道路維持作業用自動車」の次に「及び河川管理施設(河川法(昭和39年法律第167号)第3条第2項に規定する河川管理施設をいう。)の維持管理のため使用中の車両」を加え、同号エ中「に基づき廃棄物」を「第7条に規定する一般廃棄物」に改め、同号オ中「車両」の次に「及び警察活動に伴い停止を求められている車両」を加え、同号カを削り、同号キ中「通行・駐車禁止(時間制限駐車区間)」を「通行禁止(一方通行を除く。)&駐車禁止」に改め、同号キ(ウ)中「医師等」を「医師等が急病者等に対する」に改め、同号キ(ウ)中「獣医師が家畜伝染病の発生時に緊急往診」を「狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づき犬の捕獲」に改め、同号キ(ウ)中「放置車両の確認及び標章の取付け」を「食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づき臨検検査」に改め、同号キ(ウ)を次のように改め

る。

(甲) 感染症の予防、まん延の防止のため使用中の車両

第5条の2第2号キに次のように加える。

(ウ) 環境基本法(平成5年法律第91号)に基づき、国又は地方公共団体が公害の調査のため使用中の車両

(ウ) 市町村の長と歯科医師会長との間における歯科訪問診療に関する委託契約に基づき、歯科医師会から指定された歯科医師が往診のため使用中の車両

(コ) 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第58条の規定に基づき、患者輸送車又は車いす移動車として有効な自動車検査証の交付を受け、かつ、現に歩行が困難な者の移動のため使用中の車両

(ク) 専ら郵便法(昭和22年法律第165号)に基づき通常郵便物の集配又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に基づく電報の配達のため使用中の車両

(ク) 勾引状、収監状、裁判官の発する令状、裁判所の判決、裁判所の決定等を執行するため使用中の車両

(ク) 死者の運搬を本来の用途として使用する車両で当該目的のため使用中の車両

(ケ) (ウ)から(ク)までに掲げるもののほか、公安委員会が公益上必要と認めた目的のため使用中の車両

第5条の2第2号キを同号カとし、同条第3号中「及び時間制限駐車区間」を削り、「車両」の次に「は、次に掲げる者が現に使用中の車両で、様式第1号(ウ)の駐車禁止除外指定車標章(他の都道府県公安委員会の交付に係るものを含む。)が掲示されているもの(オ)にあつては、昼間(日出から日没までの時間をいう。)に使用中のものに限る。)」を加え、同号ア及びイを次のように改める。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に基づき身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの

イ 戦傷病者特別優待法(昭和38年法律第168号)に基づき戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表第1の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるもの

第5条の2第3号に次のように加える。

ウ 「療育手帳制度について」(昭和48年9月27日発見第156号)に基づき療育手帳の交付を受けている者のうち、

「療育手帳制度の実施について」（昭和48年9月27日児発第725号）第3の1(1)に定める重度の障害を有するもの

工 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づき精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

オ 「小児慢性特定疾患児手帳交付事業の実施について」（平成6年12月1日児発第1033号）に基づき小児慢性特定疾患児手帳の交付を受けている者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の9の6の規定に基づき厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患ごとに厚生労働大臣が定める疾患の状態の程度（平成17年厚生労働省告示第23号）第8表中の色素性乾皮症に限る。）

第5条の3を次のように改める。

第5条の3 前条第2号カの(ハ)までに掲げる車両に係る標章又は同条第3号アからオまでに掲げる者に係る標章（第4項から第7項までにおいて「標章」と総称する。）の交付を受けようとする者（県内に住所を有する者に限る。）は、様式第2号の通行禁止（一方通行を除く。）駐車禁止除外指定車標章交付申請書により、公安委員会に申請しなければならない。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、当該申請により交付を受けようとする標章の種類に応じて、それぞれ次に掲げる書面又はその写しとする。

(1) 前条第2号カの(ハ)までに掲げる車両に係る標章ア 当該車両に係る自動車検査証
イ 当該車両が前条第2号カの(ハ)までに掲げる車両のいずれかに該当することを証明する書面
(2) 前条第3号アからオまでに掲げる者に係る標章ア 当該者が前条第3号アからオまでに掲げる者のいずれかに該当することを証明する書面
イ 当該者のために使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証
ウ 当該者の住民票又は当該者あての公的機関が交付した書類（住所及び氏名が記載されているものに限る。）

3 公安委員会は、第1項の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る車両又は者が前条第2号カの(ハ)まで、又は第3号アからオまでのいずれかに該当すると認めるときは、その種別に応じた標章を、有効期限を定めて交付しなければならない。

4 前項の規定により交付を受けた標章を使用する場合は、当該車両の前面の外部から見やすい箇所に掲示しなければならない。この場合において、当該車両の運転者が車両を離れて直ちに運転することができない状態で駐車するときは、当該運転者の連絡先又は用務先を記載した書面を標章とともに掲示しなければならない。

5 標章の交付を受けた者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 現場において警察官の指示があつた場合は、これに従うこと。

(2) 標章に記載された事項を遵守し、第1項の申請書に記載した理由以外の理由に基づき使用しないこと。

(3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと（当該交付を受けた者が他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。）。

6 公安委員会は、標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該標章の返納を命ずることができる。

7 標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに当該標章（第3号の場合にあつては、発見し、又は回復した標章）を署長を經由して公安委員会に返納しなければならない。

(1) 標章の有効期限が経過したとき。

(2) 第1項の申請書に記載した理由がなくなつたとき。

(3) 標章の再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。

(4) 公安委員会から標章の返納を命ぜられたとき。

第5条の5第2項中「第5条の3第2項及び第3項」を「第5条の3第4項及び第7項」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 法第45条第1項ただし書の規定による駐車場の許可は、当該許可に係る駐車場の各号のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

(1) 駐車日時が次のいずれにも該当するものであること。
ア 駐車（許可に条件を付す場合にあつては、当該条件に従つた駐車をいう。次号イにおいて同じ。）により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。
イ 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 駐車場所が次のいずれにも該当するものであること。
ア 駐車禁止の規制のみが実施されている場所（法第45条

第2項に規定する場所及び放置駐車となる場合にあつては、法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。

イ 駐車により交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(3) 駐車に係る用務が次のいずれにも該当するものであること。
ア 当該車両以外の交通手段では、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務であること。
イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他当該申請に係る駐車以外の態様の駐車によることがおよそ不可能と認められる用務であること。

ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。

(4) 駐車が可能な場所について、次に掲げる範囲内に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

ア 重量又は容積の大きな貨物の積卸しのため用務先の直近に駐車する必要がある車両にあつては、当該用務先の直近イ その他の車両にあつては、その用務先からおおむね100メートル以内

2 前項の駐車場の許可を受けようとする者は、様式第8号の駐車許可申請書を駐車しようとする場所を管轄する署長に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類又はその写しを添付しなければならない。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証
(2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（当該申請に係る場所に印を付し、その周辺の建物又は施設の名称等が判別できるもの）
(3) 申請に係る場所が2以上ある場合は、当該申請に係る場所の地番を記載した一覧表

4 第1項の規定による許可をする場合において、必要があると認めるときは、署長は、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要な条件を付すことができる。

5 署長は、駐車を許可した場合は、様式第8号の許可証を交付しなければならない。

6 前項の許可証は、当該許可に係る車両を当該許可を受けた場所に駐車している間、当該車両の前面の外部から見やすい場所に掲示しなければならない。

別表第1 (第5条の2関係)
身体障害者及び戦傷病者の障害区分等

障害の区分		障害の級別	重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1級から3級の1までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)	
	移動機能	1級から2級までの各級	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	

第8条の2中「別表第1」を「別表第2」に改める。
第16条の3第3項中「別表第2」を「別表第3」に改める。
別表第2を別表第3とし、別表第1を別表第2とし、附則の次に次の1表を加える。

様式第1号(1)及び(2)を次のように改める。

様式第1号 (第5条の2関係)

(1) 歩行困難者以外使用車両用

(表)

第 号 年 月 日
<p>通行禁止 (一方通行を除く。) 駐車禁止</p> <h2 style="margin: 0;">除外指定車</h2> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">使用中</p>
車両登録番号 _____
運転者の連絡先又は用務先 別紙のとおり 有効期限 年 月 日まで
秋田県公安委員会 印

(裏)

注意事項

1 この標章は、秋田県公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

次のような駐車はできません。

- ① 駐停車禁止場所における駐車（道路交通法第44条及び第75条の8）
- ② 法定駐車禁止場所における駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- ③ 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- ④ 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- ⑤ 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の外部から見やすい箇所に掲示してください。

4 現場において警察官の指示があつた場合は、その指示に従ってください。

5 この標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。

6 次の場合は、この標章（(3)の場合は、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。

- (1) 有効期限が経過したとき。
- (2) 標章交付申請書に記載した理由がなくなつたとき。
- (3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- (4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。

被交付者等
住所 _____

氏名 _____

備考

- 1 用紙の大きさは、縦14.8センチメートル、横21センチメートルとする。
- 2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。

(2) 歩行困難者使用車両用

(表)

第 年 月 日	<p>駐車禁止除外指定車</p> <p style="font-size: 1.2em; font-weight: bold;">歩行困難者使用中</p> <p>車両登録番号</p> <p>その他この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両 運転者の連絡先又は用務先 別紙のとおり</p> <p>有効期限 年 月 日まで</p>
秋田県公安委員会 印	

(裏)

<p>注意事項</p> <p>1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>次のような駐車はできません。</p> <p>① 駐停車禁止場所における駐車（道路交通法第44条及び第75条の8）</p> <p>② 法定駐車禁止場所における駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）</p> <p>③ 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）</p> <p>④ 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）</p> <p>⑤ 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）</p> </div> <p>2 この標章は、被交付者等が表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用できません。</p> <p>3 この標章を使用する場合は、連絡先又は用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の外部から見やすい箇所に掲示してください。</p> <p>4 現場において警察官の指示があつた場合は、その指示に従ってください。</p> <p>5 この標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられることがあります。</p> <p>6 次の場合は、この標章（(3)の場合は、発見し、又は回復した標章）を速やかに返納してください。</p> <p>(1) 有効期限が経過したとき。</p> <p>(2) 標章交付申請書に記載した理由がなくなつたとき。</p> <p>(3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。</p> <p>(4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。</p> <p>被交付者等 住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p>
--

備考

- 1 用紙の大きさは、縦14.8センチメートル、横21センチメートルとする。
- 2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要がある場合には、記載内容の視認性を損なわない範囲で白色以外の地色又は地紋入りの用紙を用いることができる。

様式第1号(3)を削る。

様式第2号中 「通行・駐車禁止 除外指定車標章交付申請書」
時間制限駐車区間

「通行禁止（一方通行を除く。） 除外指定車標章交付申請書」
を 駐 車 禁 止 申請書
に、「電話」を「電話番号」に改める。

様式8号中 「駐 車 許可申請書」を「駐車許可申請
時間制限駐車区間 申請書」に改め、同様式（注）を次のように改める。
車両、日時、場所等が複数にわたる場合は別紙とすることがで
きる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年8月1日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の前日に交付されたこの規則による改正前の
秋田県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第5条
の2に定める様式第1号(1)から(3)までの標章は、当該標章の有
効期間が満了するまでの間は、この規則による改正後の秋田県
道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）第5条の2に
定める各標章とみなす。

3 この規則の施行の前日に交付された旧規則第7条第3項に定
める許可証は、当該許可証の有効期間が満了するまでの間は、
新規則第7条第5項に定める許可証とみなす。

4 公安委員会は、新規則第5条の3の規定により、新規則第5
条の2第3号アからオまでのいずれかに該当する者から同号に
定める標章の交付の申請を受けた場合において、当該申請者が
使用中の車両に掲示するため現に交付している同号又は旧規則
第5条の2第3号に定める標章があるときは、当該標章と引換
えに、新規則第5条の3第3項の規定による標章の交付を行う
ものとする。

5 旧規則第5条の2第3号の定める標章の交付を受けていた者
（新規則の適用を受ける者を除く。）は、新規則第5条の2第
3号アからオまでに掲げる者とみなして新規則を適用する。

6 当分の間、新規則別表第1下段不自由の項中「3紋の1」と
あるのは「4紋」と読み替えるものとする。

発 行 者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購 読 料 金

一月三千六百七十五円（税込）

印 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話 862-8766 FAX 863-0005
E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp

印 刷 者

秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄

